

諮問番号：平成 30 年度諮問第 3 号

答申番号：令和元年度答申第 3 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

審査請求人が平成 30 年 9 月 14 日付けで提起した、葛飾区長（以下「処分庁」という。）による難病患者福祉手当認定処分（平成 30 年 7 月 19 日付け文書（認定番号第 25440 号）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 7 月 12 日に難病患者福祉手当認定申請書を提出したところ、処分庁が難病患者福祉手当（以下「本件手当」という。）の受給資格の認定を行い、平成 30 年 7 月を手当の支給開始の年月とした処分（以下「本件処分」という。）を行ったため、審査請求人が本件手当の支給を受ける要件を充たした平成 28 年 4 月を支給開始の年月とすべきとして、本件処分の取消しを求めたものである。

第 3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件手当の支給を受ける要件を充たした平成 28 年度から平成 30 年 7 月 11 日まで本件手当の申請ができなかったのは、処分庁による本件手当についての周知の取組が十分といえず、また、平成 30 年 7 月 10 日に処分庁職員から本件手当の説明を受けるまで本件手当に関する説明がなかったためである。

したがって、審査請求人が平成 30 年 7 月 11 日まで本件手当の申請ができなかったのは、葛飾区難病福祉手当条例（以下「条例」という。）第 7 条に規定する「やむを得ない理由」に該当するものであり、処分庁は、平成 28 年度から本件手当を支給すべきである。

2 処分庁の主張の要旨

難病医療費助成の手続のため来所した転入者に対しては、前住所地で難病に関する手当を受給していたかどうかを確認しており、本区では本件手当があることを説明しているほか、本件手当について区のホームページに掲載し案内している。

したがって、本件手当の周知、教示について区長の裁量を著しく逸脱するとまではいえず、条例第 7 条に規定する「やむを得ない理由」に該当するとはいえない。

3 審査庁の意見

本件処分の維持が適当である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 条例第7条に規定する「やむを得ない理由」に該当する場合

条例第7条は、災害その他やむを得ない理由により認定の申請をすることができなかった場合、当該理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該理由により認定の申請をすることができなくなった日の属する月から本件手当を支給することとしている。

この場合の「災害その他やむを得ない理由」とは、一般的には、地震風水害等の自然災害や、火災、交通事故、急病、出産等の申請が困難な客観的な事情がある場合を意味するものであり、また、平成3年2月5日京都地方裁判所判決が示すように処分庁に「重大な懈怠」と評価すべき周知義務等の違反があったような例外的な場合には「やむを得ない理由」を認める場合もある。

(2) 周知義務違反の有無

不特定人への制度等の広報義務（以下「周知義務」という。）については、これを認めた法律や条例がない現状において、手当の内容や性質、受給者の性格など、諸般の事情により必要となる周知の程度や内容は異なるものであることから、これを法的義務とし、その内容を特定するのは困難である。

それゆえ、いかなる程度に広報を行い、周知に努めるかは行政庁の裁量に委ねられ、その裁量を逸脱・濫用した場合に限って違法となるというべきものである。

本件手当については、処分庁は、本件手当について冊子「葛飾区難病事業案内」（以下「冊子」という。）を作成し、難病医療費助成の手続のために初めて来庁した者等に交付し、案内している。また、処分庁のホームページにも本件手当について掲載しており、相応の周知を行っているというべきものである。いかなる方法により周知すべきかは処分庁の裁量の問題であり、広報紙への掲載がないことをもって周知義務違反にはならない。

したがって、周知義務違反は存在しないし、重大な懈怠も認められない。

(3) 教示義務違反の有無

特定個人に制度等を知らしめ、具体的行為を促す行為（以下「教示義務」という。）については、大阪高等裁判所平成25年(ネ)第549号事件に関する平成26年11月27日付判決が示すように、来訪者が制度を具体的に特定してその受給の可否等について相談や質問をした場合及び制度を特定しないで相談や質問をした場合には、国や地方公共団体の機関は、相談者に対し相談内容等に関連すると思われる

制度について適切な教示を行い、また、必要に応じて、不明な部分につき更に事情を聴取し、あるいは資料の追完を求めるなどして該当する制度の特定に努めるべき職務上の法的義務を負っているというべきである。

本件については、審査請求書及び平成31年1月21日付け再反論書別紙・反論書の補足説明によれば、審査請求人が援助制度について相談又は質問したことを伺わせるような事情は認められない。

なお、審査請求人は手当受給資格がある関係種類を提出した場合は、それを確認し審査請求人に制度を教示すべきであると主張しているが、このような場合に、その関係書類を基に手当の受給資格の確認をするか否かは、処分庁の裁量に委ねられており、当不当の問題は生じない。

よって、教示義務違反は存在しないし、重大な懈怠も認められない。

(4) まとめ

以上のことから、本件処分は、周知義務及び教示義務違反も認められず、違法又は不当なものといえない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
平成31年3月29日	諮問書の受理
平成31年4月18日	審議
令和元年6月11日	審議
令和元年7月29日	審議

第6 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、本件手当の周知義務及び教示義務について重大な懈怠と評価すべき違反等があったか否かということである。

2 争点に対する判断

(1) 周知義務について

本件手当に関しては、受給資格者が請求をした日の属する月から手当を支給するといういわゆる非遡及主義が採用されている。このように受給資格者の請求を前提とする社会保障制度の下においては、受給資格者が漏れなく制度の存在や内容について知ることができるように広報活動をする必要があるとあり、受給資格がありながらこれを知らなかったために受給の機会を失する者が出ることがないよう、広報、周知活動の徹底は処分庁の果たすべき責務であり、当然しなければならないことである。

しかしながら、周知義務といってもこれを認めた法律及び条例が存在しない現状において、いかなる程度に広報を行い、周知につとめるかは処分庁の裁量に委

ねられているものということができることから、その裁量の範囲が著しく逸脱し、又濫用したといえる場合は違法であり、また裁量の誤りのある場合は不当となるというべきである。

そこで、本件手当の周知徹底のために処分庁が行った広報活動をみると、次のようなことが認められる。

ア 本件手当について冊子を作成し、難病医療費助成の手続のために初めて来庁した者等に交付し、案内している。

イ 処分庁のホームページに掲載している。

以上の認定の事実に基づいて考えるに、少なくともその対応が裁量の範囲を著しく逸脱し、又は濫用していると認めることはできないため違法ではなく、又裁量の誤りもないので不当ともいえない。

なお、審査請求人は、他の自治体では広報紙に類似の手当を記載して周知しているにもかかわらず、処分庁は広報紙に掲載しておらず、周知義務の取組が十分とは言えない状況にあるとし、処分庁の周知義務違反を主張しているが、いかなる程度に広報を行い、周知につとめるかは処分庁の裁量の問題であり、広報紙への掲載がないことをもって周知義務違反となるとはいえない。ただし、ホームページを閲覧するには、一定の環境が必要であり、誰でもが閲覧できる状況にはないことを考慮すると、今後、周知活動の方法として、広報紙の活用も検討すべきである。

よって、処分庁の周知義務違反を理由として、本件処分の取消を求めることはできない。

(2) 教示義務について

前述のとおり、本件手当に関しては、非遡及主義が採用されており、このような受給資格者の請求を前提とする社会保障制度の下においては、処分庁は周知活動の徹底とともに、窓口における適切な教示等を行う責務を負っているというべきである。もっとも、制度の教示等の責務が法律や条例に明記されている場合は別として、具体的にどのような方法で行うかは、処分庁の裁量に委ねられているものということができることから、教示等に不十分な点があっても、直ちに法的義務に違反するものではないし、又裁量の誤りがあり不当となるものではない。

しかしながら、社会保障制度が複雑多岐にわたっている現状において、一般市民にとってその内容を的確に理解することには困難が伴うものと認められること、社会保障制度に関わる機関の窓口は、一般市民と最も密接な関わり合いを有し、来訪者から同制度に関する相談や質問を受けることが多い部署であること、また、来訪者側でも、具体的な社会保障制度の有無や内容を把握するに当たり、上記窓口における説明や回答を大きな拠り所とすることが多く、適切な教示等がなければ、社会保障の受給が困難になることからすれば、処分庁は、相談者に対し相談内容等に関連すると思われる制度について適切な教示等を行い、また、必要に応じ、不明な部分につき更に事情を聴取し、あるいは資料の追完を求めるなどして該当する制度の特定に努めるべき職務上の法的義務を負っているものと解するの

が相当である。

これを本件についてみると、審査請求人が処分庁において行った相談内容をみると、平成 29 年度以前において、援助制度についての相談又は質問をしたことを伺わせるような事情は認められない。

なお、審査請求人は手当受給資格がある関係書類を提出した場合には、それを確認し審査請求人に教示すべきであると主張するが、これは難病医療費助成の申請書の受理に伴う書類であり、そのことをもって審査請求人から援助制度についての相談又は質問があったものとはいえない。

そうだとすれば、本件において処分庁に教示義務違反があり違法であるとはいえないし、裁量に誤りがあり不当であるともいえない。

よって、処分庁の教示義務違反を理由として、本件処分の取消を求めることはできない。

ただし、社会保障制度が複雑多岐にわたっている現状においては、あらゆる機会をとらえ積極的に制度について教示していくことが求められていることは言うまでもないことである。

(3) 結論

以上のとおり、処分庁の周知義務及び教示義務違反は存在せず、これらの義務の重大な懈怠も認められない。そのため、審査請求人が請求をすることができなかつたやむを得ない理由は存在しない。

したがって、本件処分は適法であり、また、不当なものともいえない。

第 7 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

第 8 結論

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

葛飾区行政不服審査会

会長 大竹 由紀子

委員 室井 敬司

委員 上松 正明